

「振り込め詐欺救済法」の対応について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺被害者救済法）が平成20年6月21日から施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金を被害者の方々に分配する手続等を定めた法律です。対象となる具体的な犯罪利用口座は、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。

被害に遭われたお客様は、下記「預金保険機構」の振り込め詐欺救済法に基づく公告関係ホームページより内容をご確認いただくとともに、当金庫の連絡受付窓口へご連絡ください。

記

・ 預金保険機構公告関係のホームページ <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

・ お問合せ先

連絡受付窓口：大分信用金庫 業務部

電話番号：097-543-8117

受付時間：月曜日～金曜日（休日は除きます）9:00～17:00

[お問合わせ先]

大分信用金庫 業務部

TEL：0120-120-827